

「ふるさと納税制度」の推進について

1 経過

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、いわゆる「ふるさと納税制度」が導入されてから、4ヶ月半が経過した。

県では、制度導入当初からホームページ上に「マザーレイク滋賀ふるさと応援サイト」を開設し、制度の周知を図るとともに、寄附の受入れを始めた。

7月には、県指定の納付書による納付に加え、全国どこからでも納付できるよう、口座振込・現金書留での納付を可能とした。クレジットカードによる納付についても導入に向けて手続きを進めている。

また、現在開会中の9月議会において、マザーレイク滋賀応援寄附条例を提案しており、条例制定により、寄附金の透明性を高め、寄附金受入れの環境整備を整えることとしている。

2 現状

平成20年9月5日の京都新聞によると、各都道府県の寄付申込み状況(8月末現在)は、集計されている全国43道府県で、合計約3億3千万円(1884件)となっているが、滋賀県は74万円(10件)である。(9月18日現在 11件、78万円)

これまで、各部局からの情報をもとに、県人会をはじめ県外在住者が集まる会場でのチラシの配布など、PRに努めてきたが、まだ十分とは言えない。

3 今後の方針

ふるさと納税制度への対応は、県庁力を最大に発揮し、寄附額の獲得に向けて、積極的に取り組むものとする。このため、庁内推進体制を整備する。

庁内推進体制

・「ふるさと納税制度推進会議」を定期的を開催し、情報交換を密にするとともに、各部局の自主的な取り組みを促進する。

・企画調整会議終了後、必要に応じて「ふるさと納税制度推進会議」を開催する。

各部局にお願いしたい内容(例)

・県外向けイベントでのPR(イベントパンフへの掲載、チラシ配布等)

・県立施設等でのPR(チラシ配布等)

・各部局印刷物・ホームページへの掲載

掲載例:「ふるさと納税制度がはじまっています。あなたのふるさと納税を滋賀県へお願いします。詳しくはマザーレイク滋賀ふるさと応援サイトまで

<http://www.pref.shiga.jp/ouen>」

・各部局関係団体ホームページ等での広報を依頼(応援サイトへのリンク等)

・寄附のお礼として送付する施設招待券の提供

・企業、団体からの寄附についても、「ふるさと納税」ではないが、積極的な働きかけを実施

等

その他

・「ふるさと納税制度推進会議」の事務は、企画調整課において処理する。

・各部局が実施するイベントなどでのふるさと納税制度のPR活動に対して、はっぴのぼり旗を貸し出す。

・各部局がイベント等においてPR活動を実施する場合は、部局の依頼に応じて可能な限り企画調整課職員も参加する。